

犯罪収益移転防止法に基づく取組について ～疑わしい取引の積極的な届出を～

◆ 法律の目的

特定事業者による本人特定事項等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロ資金防止条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的

◆ 特定事業者

犯罪収益移転防止法第2条第2項に規定された取引時確認等を義務付けられている事業者

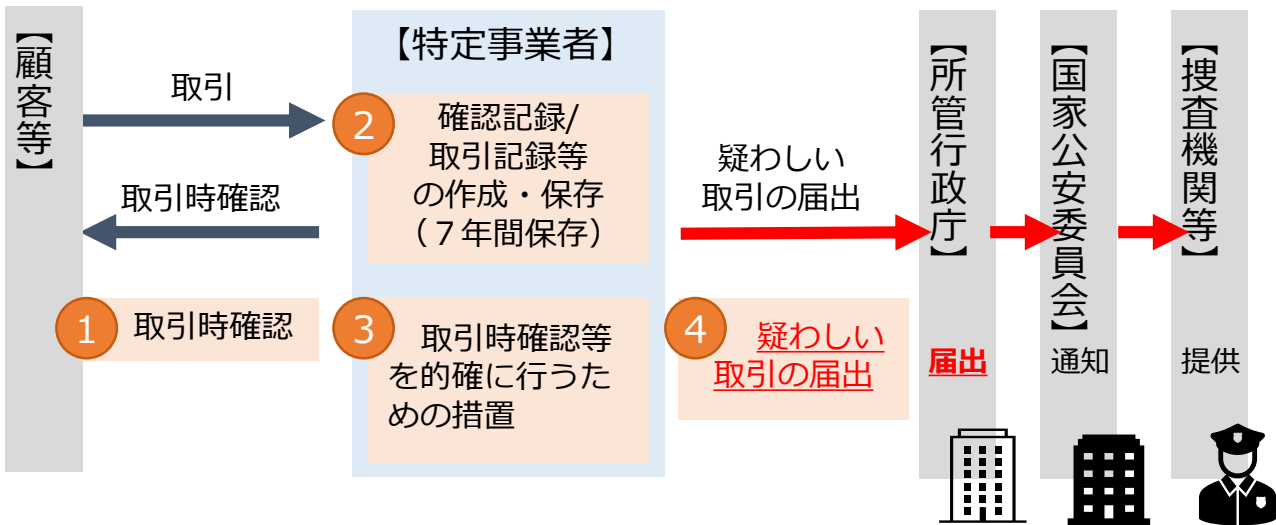
特定事業者

銀行、貸金業者、資金移動業者、
ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者 等

指定非金融業者・職業専門家（略称：DNFBPs）

宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者（古物商含む）、
郵便物受取サービス事業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者、
行政書士、公認会計士、税理士、司法書士、弁護士 等

◆ 特定事業者の義務・防止措置



◆ 疑わしい取引の届出状況

疑わしい取引の年間通知件数



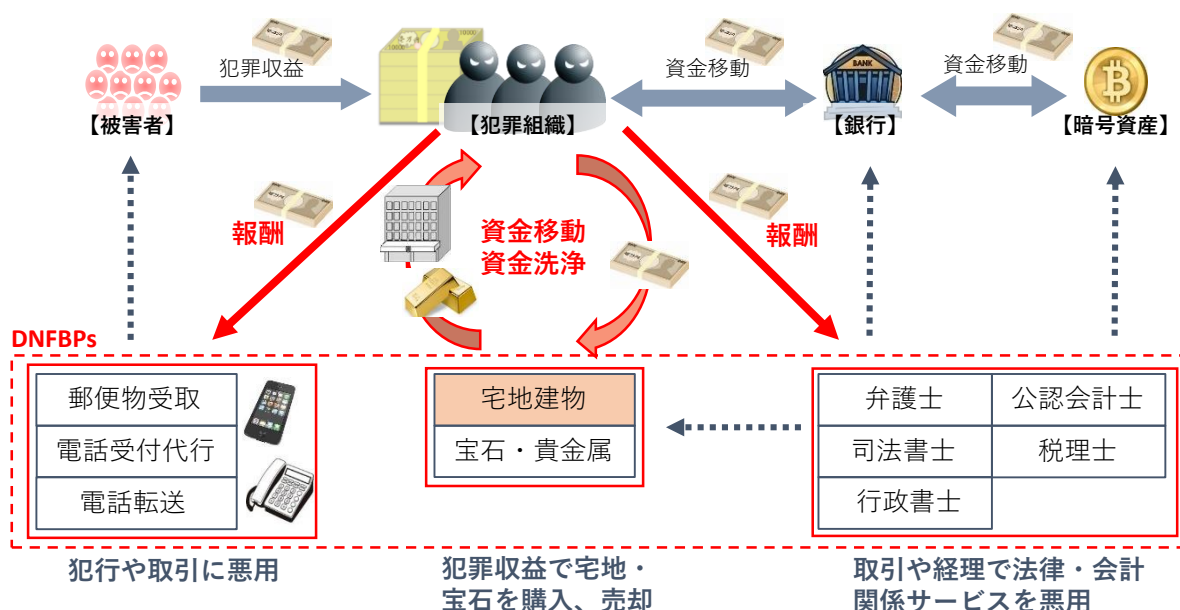
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
金融機関等	440,260	432,129	530,096	583,180	707,726	849,571
DNFBPs	232	73	54	137	203	290
合計	440,492	432,202	530,150	583,317	707,929	849,861

業態分別通知件数（令和6年）

【金融機関等】		【DNFBPs】	
区分	件数	区分	件数
預金取扱機関	611,069	宅地建物取引業者	25
保険会社	5,428	宝石・貴金属等取扱事業者	223
金融商品取引業者	23,804	郵便物受取サービス事業者	35
貸金業者	88,282	電話受付代行業者	0
高額電子移転可能型簡易支払手段	0	電話転送サービス事業者	5
資金移動業者	39,122	行政書士等	2
電子決済手段等取引業者	0	公認会計士等	0
電子決済等取扱業者	0	税理士等	0
暗号資産交換業者	22,667	小計	290
商品先物取引業者	428		
両替業者	617		
電子債権記録機関	3		
金融機関等その他	20		
ファイナンスリース事業者	141		
クレジットカード事業者	57,978		
その他	12		
小計	849,571		

DNFBPsの合計は290件で、全体の約0.03%

◆ DNFBPs におけるマネロンの危険性



◆ 疑わしい取引として届け出る内容

「この人怪しいかも？」 「犯罪で手にしたお金かも？」
などと感じたら積極的に届出をお願いします。

(例)

- 金融機関を通さず、多額の現金により宅地又は建物を購入
- 自社の従業員の知識・経験等から見て、不自然な態様の取引、または不自然な態度・動向等が認められる顧客に係る取引
(短期間で複数の物件を現金購入、購入後、短期間で売却等)
- 顧客が決済方法を現金取引にこだわる姿勢を示すなど、資金の出所に関する疑わしさが勘案された取引
- 取引に当たって公開情報を検索した結果、犯罪に関わった可能性のある顧客と判明した取引 等々

※ 疑わしい取引の届出は、窓口担当者の判断で構いません！

◆ 疑わしい取引の届出方法・入力要領

【届出方法種類】

- ① 電子政府総合窓口 (e-Gov) を利用した届出
- ② 電磁的記録媒体による届出
- ③ 文書による届出方法

【入力要領】

- ① 基本的事項…届出様式の各項目は入力要領に沿って記載。
- ② 注 意 点…届出の作成は顧客ごと。一部マスキングが必要な添付資料あり。
- ③ 参 考 事 例…事業者ごとに参考事例があり、内容に則したガイドライン番号を選択。



【疑わしい取引の届出方法】



【疑わしい取引の届出における入力要領】

詳細は、

疑わしい取引の届出と届出先行政庁

検索

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/todotop.htm>